

平成30年3回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年3月26日(月)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後1時58分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松本雅夫	欠
3	小和瀬守	出		渡 邊 登	出
4	室岡重雄	出		野邊良男	出
5	中嶋安男	出		松本十丸	出
6	吉田廣司	出		渡辺利夫	出
7	竹澤國雄	出		嶋田治彦	出
8	松村萬平	欠		大澤守男	出
9	小林成行	出		池田清十郎	出
10	内 田 勤	出		飯 島 実	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成三十年第三回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、松村萬平委員、松本雅夫委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成三十年第三回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第2、報告第1号から報告第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について(農業用施設)。</p> <p>日程第3、報告第4号、農地中間管理事業 農用地配分計画(案)の借受申出書の辞退について。</p> <p>日程第4、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について。</p> <p>日程第5、議案第25号から議案第28号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第29号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第十一条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは内田勤委員と林広明委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号から第3号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出についてを報告いたします。</p> <p>それでは、報告第1号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは1ページをご覧ください。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール未満であれば農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。それでは報告番号第1号につきましてご報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらは2月の促進協議会の時に軽微変更にかけました案件となります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項ですのでご了承を願います。</p> <p>それでは報告第2号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらも2月の促進協議会にかけた案件となります。報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これも報告事項ですのでご了承願います。</p>

発 言 者	内 容
事務局 議長	<p>それでは報告第3号について事務局の説明を求めます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 報告は以上です。</p>
議長	<p>これも報告事項ですのでご了承願います。 続きまして日程第3、報告第4号、農地中間管理事業 農用地配分計画(案)の借受申出書の 辞退について、を報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第4号の事務局の説明を求めます。 それでは、議案書の2ページをご覧ください。平成29年11月6日付で借受申出がありました 下の農地について辞退の申し出がありましたのでご報告いたします。</p>
議長	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) こちらの農地は旧塚田土地改良区内の場所になります。この農地の配分会議については すでに3月12日に行われまして、(業者名)さんが借り受けることで現在事務を進めて おります。説明は以上です。</p>
議長	<p>報告事項でありますので、ご了承を願います。 続きまして日程第4、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申 請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第24号について事務局の説明を求めます。 議案書の3ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申 請につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求め るものです。それでは、議案第24号につきましてご説明申し上げます。</p>
議長	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農 地ですので原則として許可となるものです。また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信 用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につ きまして、すべて問題はないと考えます。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見をお聞きします。</p>
坂本委員	<p>坂本委員 過日渡邊委員さんと現地を確認させていただきましたところ、この申請地につきまして周 りは全部住宅地で、その中でポツンと畑があるということではありますが、適正に管理をさ れておりまして、周辺の方に迷惑はないと思われま。また、いぶ古い話ですけれども、昭 和39年に許可が出ているということですので、問題はないと思われま。以上です。</p>
議長	<p>渡邊推進委員さん何かありますか。</p>
渡邊推進委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>他にご意見ございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決をいたします。議案第24号について原案のとおり決定することに賛成の方 は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたしま</p>

発 言 者	内 容
	<p>す。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 25 号から 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは議案第 25 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案 25 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地周辺は住宅の開発が進んでおり駅にも近いという環境で需要が見込まれるということから建売の住宅を建築したいとのことです。なお、現況地目が宅地となっておりますが、以前倉庫が建っていた経緯があり、現在は申請にあたり取り壊されております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には始末書が添付をされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
事務局	
議案書	
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案 25 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地周辺は住宅の開発が進んでおり駅にも近いという環境で需要が見込まれるということから建売の住宅を建築したいとのことです。なお、現況地目が宅地となっておりますが、以前倉庫が建っていた経緯があり、現在は申請にあたり取り壊されております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には始末書が添付をされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議案書	
事務局	<p>す。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 25 号から 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは議案第 25 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 4 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案 25 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地周辺は住宅の開発が進んでおり駅にも近いという環境で需要が見込まれるということから建売の住宅を建築したいとのことです。なお、現況地目が宅地となっておりますが、以前倉庫が建っていた経緯があり、現在は申請にあたり取り壊されております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には始末書が添付をされております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
事務局	
議案書	
事務局	<p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p> <p>坂本委員</p>
議案書	
事務局	<p>こちらにつきましても 22 日に渡邊委員さんと現地確認させていただきました。事務局の説明のとおり建物が建ってあったようですが、現在はきれいに整地されているということでございます。問題はないと思われま。</p>
議案書	
事務局	<p>推進委員さん何かありますか。</p> <p>異議なし。</p>
議案書	
事務局	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議案書	
事務局	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 25 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議案書	
事務局	<p>全員賛成ですので、議案第 25 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 26 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 26 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>議案第 24 号でご審議を頂きましたが昭和 39 年の許可を計画変更し宅地分譲地として利用したいとのことの申請となります。寄居駅がほど近く住宅としての需要が見込まれる場所かなと思われま。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、</p>

発 言 者	内 容
	<p>(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	この件につきまして、地元の委員さん、何かご意見はございますか。
坂本委員	先ほどの議案 24 号と同じでございます。事務局の説明のとおり問題はないと思われま
議長	推進委員さんはよろしいですか。
渡邊推進委員	異議なし
議長	他にご意見ございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	それでは採決いたします。
	議案第 26 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 26 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたし
	ます。
	次に、議案第 27 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 27 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
	現在 2 か所の駐車場を利用しておりますが、社員が増加したことに伴い社員用の自家用の
	自動車や会社で使っている配送車を置くスペースとしての今回の申請となります。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号
	の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許
	可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。
	内田委員
内田委員	昨日野邊推進委員さんと現地確認をさせていただきました。現地は桜沢の中小前田地内に
	あります(譲受人)本社のすぐ横になります。(譲受人)は以前、桜沢の本村 140 号バイパス沿
	いに工場がありましたが、こちらのほうが主力ということから借り受けるということらしい
	です。問題はないと思います。
議長	推進委員さんは何かございますか。
野邊推進委員	特に問題はないと思います。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員の中から、「なし」)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 27 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 27 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
	次に、議案第 28 号について事務局の説明を求めます。

発 言 者	内 容
事務局	<p>それでは、議案第 28 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>譲渡人のご自宅のすぐ近くの農地が今回の申請地となります。(譲渡人)さんのご長男である(譲受人)さんと(譲受人)さんの奥様である(奥様の氏名)さんが、(譲受人)さんの介護等を考慮してすぐ近くの農地にご自宅を建築したいということからの申請です。現況地目が宅地となっておりますが、以前農業用倉庫が建っておりましたが現在は農地に是正されております。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、この申請には始末書が添付をされております。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元の委員さん、何かご意見はございますか。</p>
松本推進委員	<p>松本委員</p> <p>昨日松本さんと一緒に行く予定だったんですけど、急病とのことで一人で行って来ました。事務局の説明が良かったのでその通りなのですが、もうきれいに壊されております。すぐ建築が始まるような状況でした。山の一番上の人家がないところで、一軒でも家が増えたほうがいいと思います。ぜひ皆様のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 28 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 28 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。続きまして、日程第 6、議案第 29 号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 29 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 5 ページを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第 3 条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第 3 条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第 29 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、(議案書整理番号 1 の借受人) 以下 1 人です。</p>

発 言 者	内 容
	<p>貸付人は、（議案書整理番号1の貸付人）以下1人です。 合計2筆で、5,246㎡、そのうち、田が0筆、畑が2筆で、5,246㎡ です。 なお、御決定を頂きました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p>
議長	説明は、以上でございます。
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 （委員の中から、「なし」の声）</p>
議長	それでは採決いたします。
議長	<p>議案第29号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p>
議長	委員さんから、何かありますか。
議長	（委員からなしの声）
事務局長	事務局から、何か説明がありますかお願いします。
事務局長	事務局から3点、ご連絡をさせていただきます。
事務局長	<p>1点目です。次回の総会ですが、4月25日、水曜日の、午後1時30分から、お願いいたします。繰り返します。4月25日、水曜日の、午後1時30分から、お願いいたします。なお、総会後の午後3時00分から寄居町農業再生協議会総会を開催させていただきますので、あわせてご予約をお願いいたします。この会議の開催通知につきましては、次回の総会の議案とともに郵送させていただきます。</p>
事務局長	<p>2点目です。平成30年度の総会開催予定とそれに伴う議案発送の予定を机上配布しております。ご確認をよろしくお願いいたします。なお、今後変更となる場合もありますのでご了承をお願いいたします。</p>
議長	<p>3点目です。農林課で作成をしておりました寄居町農林業振興ビジョンが完成いたしました。机上配布をさせていただきましたので、ご確認をよろしくお願いいたします。</p>
議長	以上でございます。
事務局長	<p>それでは他に無いようですので、平成三十年第三回総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	（事務局長、起立・礼・着席の発声）

発 言 者

内 容

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

3
平成30年2月26日

議 長

室岡重雄

委 員

内田勤

委 員

林 宏 明